附　則

（業務方法書の記載事項に関する経過措置）

第二条　機構に係る通則法第二十八条第二項の主務省令で定める業務方法書に記載すべき事項は、第一条の二各号に掲げるもののほか、機構が次の各号に掲げる業務を行う場合には、当該各号に掲げる業務に関する事項とする。

一～三　［略］

四　機構法附則第八条の七に掲げる業務

（業務方法書の記載事項等の特例）

第三条　前条各号に掲げる業務が行われる場合には、第一条から第八条まで、第九条から第十一条の三まで、第十四条及び第十七条中「産業基盤整備業務」とあるのは、「産業基盤整備業務並びに機構法附則第七条、第八条の三、第八条の五及び第八条の七に規定する業務」とする。

備考　表中の［　］の記載は注記である。

附　則

（業務方法書の記載事項に関する経過措置）

第二条　機構に係る通則法第二十八条第二項の主務省令で定める業務方法書に記載すべき事項は、第一条の二各号に掲げるもののほか、機構が次の各号に掲げる業務を行う場合には、当該各号に掲げる業務に関する事項とする。

一～三　［略］

［新設］

（業務方法書の記載事項等の特例）

第三条　前条各号に掲げる業務が行われる場合には、第一条から第八条まで、第九条から第十一条の三まで、第十四条及び第十七条中「産業基盤整備業務」とあるのは、「産業基盤整備業務並びに機構法附則第七条、第八条の三及び第八条の五に規定する業務」とする。

この省令は、産業競争力強化法等の一部を改正する法律の施行の日（平成三十年七月九日）から施行する。

○財務省・経済産業省令第三号

産業競争力強化法等の一部を改正する法律（平成三十年法律第二十六号）の施行に伴い、中小企業等経営強化法第十八条第一項第一号の経済産業省令・財務省令で定める金融機関を定める省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成三十年七月六日

財務大臣　麻生　太郎
経済産業大臣　世耕　弘成

中小企業等経営強化法第十八条第一項第一号の経済産業省令・財務省令で定める金融機関を定める省令の一部を改正する省令

中小企業等経営強化法第十八条第一項第一号の経済産業省令・財務省令で定める金融機関を定める省令（平成二十四年財務省・経済産業省令第二号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分は、これに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
中小企業等経営強化法第二十条第一項第一号の経済産業省令・財務省令で定める金融機関を定める命令 中小企業等経営強化法第二十条第一項第一号の経済産業省令・財務省令で定めるものは、次に掲げるものとする。 一～五　［略］	中小企業等経営強化法第十八条第一項第一号の経済産業省令・財務省令で定める金融機関を定める命令 中小企業等経営強化法第十八条第一項第一号の経済産業省令・財務省令で定めるものは、次に掲げるものとする。 一～五　［略］
備考　表中の［　］の記載は注記である。	

附　則

この省令は、産業競争力強化法等の一部を改正する法律の施行の日（平成三十年七月九日）から施行する。

○文部科学省令第二十四号

産業競争力強化法等の一部を改正する法律（平成三十年法律第二十六号）の施行に伴い、及び国立大学法人法（平成十五年法律第百十二号）第三十五条において準用する独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）第五十条の規定に基づき、国立大学法人法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成三十年七月六日

文部科学大臣臨時代理
国務大臣　松山　政司

国立大学法人法施行規則の一部を改正する省令

国立大学法人法施行規則（平成十五年文部科学省令第五十七号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分は、これに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（有価証券の指定等） **第十四条の三**　文部科学大臣は、産業競争力強化法（平成二十五年法律第九十八号）第二十一条の規定に基づき国立大学法人等が特定研究成果活用支援事業の実施に必要な資金を出資することにより取得しようとしている有価証券についてその評価損益、財務収益及び売却損益を損益計算書に計上しないことが必要と認められる場合には、当該有価証券を指定することができる。 2・3　［略］	（有価証券の指定等） **第十四条の三**　文部科学大臣は、産業競争力強化法（平成二十五年法律第九十八号）第二十二条の規定に基づき国立大学法人等が特定研究成果活用支援事業の実施に必要な資金を出資することにより取得しようとしている有価証券についてその評価損益、財務収益及び売却損益を損益計算書に計上しないことが必要と認められる場合には、当該有価証券を指定することができる。 2・3　［略］
備考　表中の［　］の記載は注記である。	

附　則

この省令は、産業競争力強化法等の一部を改正する法律の施行の日（平成三十年七月九日）から施行する。